



「河川整備計画の点検および変更方針の概要」

「荒川中流右岸ブロック河川整備計画（変更素案）」

「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更素案）」

について、埼玉県河川整備計画策定専門会議の委員から

頂いたご意見と考え方について

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

「河川整備計画の点検および変更方針の概要」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
資料-1 1頁 河川整備計画の点検結果	1	<p>【田中 規夫（埼玉大学 教授）】</p> <p>越辺川は「A計画高水流量を変更する河川から対象外」なのか、「A計画高水流量を変更する河川からD河川整備計画のスピードアップを実施する河川に変更なのか」、明確に記載されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・越辺川は、第9回専門会議以降、被災流量の精査を実施した結果、被災流量が計画高水流量を超過していなかったことから、資料-1 1頁表中のD 現行の河川整備計画のスピードアップを実施する河川に位置付けることとしました。
資料-1 5頁 目標達成のために必要な治水対策の立案・評価の考え方	2	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】</p> <p>P.5「目標のために必要な治水対策の立案の考え方」の図中の「流域を中心とした対策」に「土地利用（災害危険区域の設定、森林の保全など）」とあります。この部分と強く関係するものとして、先々月（7月）、国土交通省防災・減災対策本部から「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」が発表されました。</p> <p>今回の河川整備計画の変更方針として、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を踏まえ、「森林の保全」とあわせて「湿地の保全・再生」、「都市内自然緑地の保全・創出」を、行数を増やしてでも明示し、農業部局・都市部局・環境部局等、県庁内関係各部署が連携し、総力戦で、気候変動等による災害の頻発化・激甚化に対応していくとする必要があります。今後同様の資料を作成する場合も同じと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県としても「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の実現は重要であると考えています。 ・委員ご指摘の「森林の保全」や「湿地の保全・再生」、「都市内自然緑地の保全・創出」については、県としても「流域治水」の施策として重要であることは認識していますが、現在の状況で河川管理者ができることには限界があるのが実情です。 ・一方で、それらは河川管理者以外が主となる施策であり、庁内関係課と調整の上、河川整備計画への記載の仕方を検討してまいります。

<p>資料-1 5頁 目標達成のために必要な治水対策の立案・評価の考え方</p>	<p>3</p>	<p>【堂本 泰章 ((公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長)】 「立案した複数の対策案」の「評価項目」の部分に「河川環境への影響」があります。 プラス方面も含めた評価であると思いますが、従来型インフラに見られがちであった環境へのマイナス面の影響にのみ着目した評価との印象があります。 「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)平成28年3月(令和2年9月変更)国土交通省 関東地方整備局」において、今回、「グリーンインフラ」の考えが導入されました。 今後の施設整備等に当たっては、グリーンインフラの考えを重視することが重要であり、マイナスをいかに少なくするかとの視点に加え、施設整備等による自然再生等、環境へのプラスの貢献も、適切に評価されるような評価システムへと、従来の評価システムを漸次充実していく必要があります。 県におかれましてもプラス面を含めた検討の重要性は既に共通の認識になっており、そうであれば「環境への影響」の部分で、そのことが分かるように、「環境への影響(劣化・向上)」又は「環境への影響(マイナス面・プラス面)」とする必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の変更対象河川の治水対策案については、河川環境への影響をマイナス面・プラス面の双方から評価していくこととします。 ・グリーンインフラについては、国の動向や専門会議での意見を踏まえつつ導入を検討してまいります。 ・河川整備計画への記載については、「河川環境の整備と保全に関する目標」に「河川及びその周辺の土地利用状況にも配慮しながら、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカルネットワークの形成を推進する」など、「グリーンインフラ」による多重防御治水と環境の保全・創出、地域振興の実現に努めていく。」旨を記述し、今後の河川整備に際して配慮してまいります。
<p>資料-1 7頁 参考にすべき指針等</p>	<p>4</p>	<p>【堂本 泰章 ((公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長)】 環境分野の「参考にすべき指針等」に「多自然川づくり基本方針」等とあわせて、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を明示する必要があります。 平成9年(1997年)の河川法改正で河川環境の整備と保全が目的化され、多自然型川づくり(現・多自然川づくり)が川づくりの基本とされました。これを受け翌平成10年(1998年)に、河川環境の保全に配慮した災害復旧を行うため「美しい山河を守る災害復旧基本方針」が策定されました。 しかし、その後、河川が本来有している環境や景観に着目した復旧が行われていない等の状況が見られたことから、平成26年に同基本方針が改定された、ということがありました。 以上のことから、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」についても、「参考にすべき指針等」に明示しておくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「多自然川づくり基本方針」と合わせて、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」についても、「参考とすべき指針等」に追記し、同指針の内容を踏まえた河川整備を進めてまいります。

<p>資料-1 7頁 参考にすべき指針等</p>	<p>5</p>	<p>【三島 次郎（桜美林大学 名誉教授）】 「河川環境の整備と保全に関する事項」の動植物の生息・生育・繁殖環境についての指標は、あるかないかの判断ではなく量的な観点をもって明示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、野生動植物の把握にあたって、継続的な調査を実施しておりますが、種の確認を行っているのが現状です。 ・そのため、河川整備計画に、動植物の量的内容について記載することはできませんが、河川整備に際しては、希少種だけでなく在来種の生息・生育・繁殖環境に十分配慮した整備に努めてまいります。
<p>資料-1 8頁 第9回専門会議における個別意見について</p>	<p>6</p>	<p>【柿沼 幹夫（さいたま市調査会 会長）】 3行目「小川町の下・青山の」→「小川町の下里・青山の」 7行目（川越市の河越氏館）跡の「）」をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり修正します。
<p>資料-1 8頁 第9回専門会議における個別意見について</p>	<p>7</p>	<p>【長嶋 聡（埼玉県水産試験所 所長）】 史跡・文化財に対する柿沼幹夫委員の御意見のうち本文8～9行目「滑川町は、国の天然記念物であるミヤコタナゴの主な生息地の一つである。」について、ミヤコタナゴは「埼玉県レッドデータブック2018（第4版）」では野生絶滅（EW）に分類されており、現在野生状態では滑川町に生息していません。該当部分の表記を削除するか、過去形に修正してはどうでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かつて、荒川中流右岸ブロック内にミヤコタナゴが生息していたことや、現在では野生絶滅し、野生状態では生息していないことを河川整備計画に記載します。

<p>資料-1 9頁 第9回専門会議における個別意見について</p>	<p>8</p>	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】</p> <p>「頂いた意見の内容（概要）」欄に「河川環境の保全・創出「動植物の生息・生育・繁殖環境」については、水域の連続性の確保・・・の重要性を河川整備計画に示す必要があります。」とありますが、このまとめ方ですと、単に従来の、上下流の縦断方向の連続性確保のことを述べて言えるように見えます。</p> <p>ここの意見は「河川～農業水路～水田の水域の連続性確保等、流域連携の視点の重要性を河川整備計画に示す必要がある」という意見、すなわち、横断方向の連続性確保、流域の視点での生態系ネットワーク形成について述べたものです。</p> <p>今年（令和2年）7月に社会資本整備審議会答申「気候変動を踏まえた水害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が出されました。同答申にも、流域治水、災害復旧に当たって流域の視点での生態系ネットワーク形成の重要性等が明示されています。</p> <p>「頂いた意見の内容（概要）」の当該箇所について、「河川～農業水路～水田の水域の連続性の確保」又は「横断方向の水域の連続性確保」、および「流域連携の視点の重要性」への修正をお願い致します。</p>	<p>・ご指摘の主旨に沿って、資料を修正します。</p>
--	----------	---	------------------------------

「荒川中流右岸ブロック河川整備計画（変更素案）」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
資料-2 2～11 頁 現行の河川整備計画	9	<p>【長嶋 聡（埼玉県水産試験所 所長）】</p> <p>現行治水計画では整備済み扱い箇所でも、今回の台風をうけて流下能力向上対策（掘削築堤など）をする箇所がある場合には、そうした区間（現時点で地図に明記することが難しい場合は文言）を明記することが望ましい。</p>	<p>・現在、整備箇所の抽出や整備方法の検討を行っているところであり、次回、第 11 回専門会議でお示ししてまいります。</p>
資料-2 5 頁 槻川の河川整備計画について	10	<p>【柿沼 幹夫（さいたま市調査会 会長）】</p> <p>槻川河川整備計画において、嵐山溪谷が大きく蛇行する箇所を天然の要害」とする「小倉城跡」がかかる。ときがわ町小倉城跡は、国の史跡「比企城館跡群」を構成する中世の城跡の一つで、遺構の保存・歴史的景観の保全への配慮が必要である。</p> <p>槻川河川整備計画において、国の史跡「下里・青山板碑製作遺跡」（小川町）がかかる可能性について、文化財保護行政当局との調整が必要である。かかる場合には、全般で述べた意見と同様の措置が必要である。</p>	<p>・河川整備計画の策定前に、庁内関係課と事前に調整を図ってまいります。</p> <p>また、河川整備に際しては、十分に現地調査を実施するなど、遺構の保存・歴史的景観の保全に協力してまいります。</p>
資料-2 10 頁 市野川の河川整備計画について	11	<p>【柿沼 幹夫（さいたま市調査会 会長）】</p> <p>市野川河川整備計画において、「松山城跡」がかかる可能性がある。吉見町松山城跡は、国の史跡「比企城館跡群」を構成する著名な戦国城郭で、かかる場合には、全般で述べた意見と同様の措置が必要である。</p>	<p>・河川整備計画の策定前に、庁内関係課と事前に調整を図ってまいります。</p> <p>また、河川整備に際しては、十分に現地調査を実施するなど、遺構の保存・歴史的景観の保全に協力してまいります。</p>
資料-2 11 頁 市野川の現行の河川整備計画（目標と実施内容）について	12	<p>【堂本 泰章（（公財）埼玉県生態系保護協会 事務局長）】</p> <p>「市野川の現行の河川整備計画（目標と実施内容）【3/3】」の図中の「④水辺空間施行区間（L:1.2km）」は、地元市民団体・専門家・東松山県土整備事務所等の協議を経て整備に取り組んでいる区間です。当初からの経緯を整理し、丁寧な合意形成が必要です。</p>	<p>・河川整備計画として定められている市野川の水辺空間施工（多自然川づくり）は、現在整備が完了しております。</p> <p>・今後、当該区間の維持管理工事を行っていく際には、関係市民団体や関係機関と調整を図ってまいります。</p>

<p>資料-2 13頁,18頁,24頁 令和元年東日本台風による被害状況について</p>	<p>13</p>	<p>【堂本 泰章 ((公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長)】 県管理河川に関する被害状況だけでなく、国管轄部分の被害状況、浸水区域も追加していただきたい。</p>	<p>・国管理区間の浸水状況等の被害状況についても管理境を示したうえで可能な限り明記します。</p>
<p>資料-2 13頁,14頁 令和元年東日本台風による被害状況について</p>	<p>14</p>	<p>【田中 規夫 (埼玉大学 教授)】 計画論上のHWLで流せる流量と、危機管理上堤防満杯で流すかもしれない流量には乖離があるので、下流の流下能力と被災流量を総合的に判断してワンランクアップに相当する計画を進めていくと考えられる。難しいかもしれないが計画論としての考え方、危機管理としての考え方が伝わるような資料にしたほうがよい。</p>	<p>・河川整備計画は、河川工事の目標や実施、計画に関する事項を定めるものであるため、計画堤防高での流量は河川整備計画には記載せず、変更後の計画高水流量を附図に記載します。</p> <p>・ただし、危機管理上流下する可能性がある計画堤防高での流量については、国管理区間の受け入れが可能な流量であることを確認したうえで、県が目標とする河川整備によって可能となる再度災害防止のために必要な治水施設として専門会議内で諮ってまいります。</p>
<p>資料-2 14頁 変更素案について</p>	<p>15</p>	<p>【長嶋 聡 (埼玉県水産研究所 所長)】 (1) 計画高水流量の見直しを実施する河川について、都幾川・槻川・兜川・市野川の変更素案については賛成します。 「河川環境の整備と保全」項目については、十分な配慮をお願いします。</p>	<p>・河川整備に際しては、多自然川づくりや「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を基本とし、水生生物の生息・生育環境に配慮してまいります。</p>

<p>資料-2 14頁, 34頁, 40頁 変更素案について</p>	<p>16</p>	<p>【堂本 泰章 ((公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長)】</p> <p>「目標レベルの維持」の部分について、「河道の流下断面を確保するよう定期的な測量調査や河川巡視により、堤防河岸や河床の状況把握に努めるとともに、河道断面維持のための土砂掘削、樹木伐採を行う。」とあります。</p> <p>県におかれましては、参考とすべき基本指針等に、既に、「河川維持管理計画に基づく河川維持管理の推進について（平成23年5月11日付国河環第10号河川環境課長通知）」を挙げるなど、維持管理においても多自然川づくりを基本とされていることと存じます。</p> <p>前回指摘させていただいたところですが、河川の維持管理については、社会資本整備審議会答申「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」（平成25年4月）において、「維持管理・更新」を「河川環境や景観を改善する貴重な機会」と捉えるべきとの貴重な視点が提示されています。</p> <p>「目標レベルの維持」のため「河道断面維持のための土砂掘削」が示されていますが、「土砂掘削」の『方法』の工夫により、川の中に多様な生物が生息可能な浅い水辺が再生でき、大型の水鳥の休息・採食場となることなども期待できるなど、治水と河川環境改善のwin-winを実現することが可能です。SDGs、また、第五次環境基本計画では、環境・社会・経済の統合的向上の考えの重要性が示されているところであり、河川整備計画の変更等、河川行政におかれましては、常に、こうした治水と河川環境改善のwin-winを模索・追及していくことが重要と考えます。</p> <p>「目標レベルの維持」の部分について、「実施に伴う河川環境への影響について事前事後の調査を行い、課題があれば、対策を実施する。」、また、「河川環境や景観を改善する貴重な機会ととらえた検討も行う。」「河川維持管理にあっても、多自然川づくりを基本として河川環境の整備と保全に取り組む。」「河川維持管理計画の作成に当たっては、補修・更新等の対策が中長期的に見て多自然川づくりを基本とした河川環境の整備と保全の目標達成に資するよう措置していく。」「補修・更新等の対策の実施に当たっても、当該河川における多自然川づくりの考え方を踏まえ、河川環境の整備と保全が図られるように留意する。」等のことを、追加する必要があります。</p>	<p>・ご指摘の主旨に沿って、記述内容を工夫します。</p>
--	-----------	---	--------------------------------

<p>資料-2 14頁,34頁,40頁 変更素案について</p>	<p>17</p>	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】</p> <p>「洪水時の被害の軽減」の部分に、「円滑かつ迅速な避難のための取組」として、「ハザードマップやタイムラインの作成のための浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域図の作成・公表、危機管理型水位計及び河川監視カメラなどによる情報発信を行うとともに、関係市町村と連携して水防災に対する意識の醸成を図っていく。」とのことが示されています。</p> <p>一方、「資料1 河川整備計画の点検および変更方針の概要（令和2年8月埼玉県）」のp.5「目標達成のために必要な治水対策の立案の考え方」の部分に、「土地利用（災害危険区域の設定・・・）」とあります。</p> <p>「洪水時の被害の軽減」という観点からは、「円滑かつ迅速な避難のための取組」とともに、災害への曝露の低減が重要であり、先々月（7月）に国土交通省防災・減災対策本部から発表された「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」にも、「災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための土地利用規制・誘導」が明示されています。</p> <p>周知の通り、今年（令和2年）8月から、宅地や建物の購入を検討している人に対して、事前に、水害ハザードマップを提示し、対象物件の概ねの位置を示すことを義務づける制度がスタートしています。</p> <p>「洪水時の被害の軽減」の部分に、「水害リスクのより低いエリアへの居住の誘導を図っていくことも重要であり、関係市町村と連携して、災害危険区域の設定、移転の促進等についても積極的に取り組んでいく。」を明記する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に伴う水害リスクの増大を受け、水害リスクの高い地域での土地利用規制、水害リスクの低い地域への居住誘導は重要であると考えます。 ・そのため、国、県、市町村で構成する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」において、今後、当協議会の「取組内容」に位置付けたうえで、具体的な取り組みについて検討していきます。
--------------------------------------	-----------	---	--

<p>資料-2 14頁,34頁,40頁 変更素案について</p>	<p>18</p>	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】</p> <p>「河川環境の整備と保全」の部分について、多自然川づくりを基本とされることが明記されており、心強く感じます。多自然川づくりを基本とすることから、それがどのようなことかが一般の人にも分かるように、具体的に①「河道の改修やその他河川施設の整備および維持管理にあたっては、動植物の分布情報の重ね合わせにより影響の分析・評価を行い、影響の回避・低減・代償を実施する。」を明記しておく必要があります。</p> <p>また、環境へのマイナスの影響の回避・低減等にとどまらず、環境へのプラス、すなわち河川施設の整備等に当たっての『方法』等の工夫により、例えば大型の水鳥をはじめ多様な生物が生息可能な水辺を再生すること、河川－農業水路－水田の横断方向の水域の連続性を回復することなど、河川環境や流域の水辺環境を、従前より良くする、治水と河川環境の win-win の実現が可能な場面もあると考えます。</p> <p>SDGs、また、第五次環境基本計画では、環境・社会・経済の統合的向上の考えの重要性が示されているところであり、河川整備計画の変更等、河川行政におかれましては、常に、こうした治水と河川環境改善の win-win を模索・追及していくことが重要と考えます。</p> <p>「河川環境の整備と保全」の部分に、上に示させていただきました①マイナスの影響の「回避・低減等」による良好な河川環境の保全、及び、②「河道の改修やその他河川施設の整備および維持管理にあたっては、良好な河川環境、流域の水辺環境の再生への貢献についても、積極的に検討する。」等のことを明記する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の変更対象河川の治水対策案については、河川環境への影響をマイナス面・プラス面の双方から評価していくこととします。 ・河川整備計画への記載については、「河川環境の整備と保全に関する目標」に「河川及びその周辺の土地利用状況にも配慮しながら、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカルネットワークの形成を推進する」など、「グリーンインフラ」による多重防御治水と環境の保全・創出、地域振興の実現に努めていく。」旨を記述し、今後の河川整備に際して配慮してまいります。
--------------------------------------	-----------	--	--

<p>資料-2 14頁, 34頁, 40頁 変更素案について</p>	<p>19</p>	<p>【金子 康子（埼玉大学 教育学部 教授）】 ハザードマップと避難方法の周知は極めて重要である。高齢世帯にも十分に情報が行き届くような方策としてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として示し、これら情報を基に、現在、市町村がハザードマップの見直しを行っております。 ・また、水防法に基づき、社会福祉施設等の要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成を促しております。 ・県では、高齢者の早期避難を促すため、災害マニュアルブック風水害・土砂災害編を作成し、災害時の具体的な避難方法やタイミング等を定めております。 ・ご指摘の内容について、引き続き、市町村と連携して防災に対する地域住民の意識の高揚を図ってまいります。
<p>資料-2 14頁, 34頁, 40頁 資料-3 17頁 変更素案について</p>	<p>20</p>	<p>【金子 康子（埼玉大学 教育学部 教授）】 河川の整備にあたっては地域住民が納得できるよう、科学的な根拠とともに十分な説明を行ってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画を策定する際には、庁内関係部局、学識経験者、地元意見、関係市町村長の意見を反映してまいります。 ・河川整備に際しては、事前に地元説明会を実施し、十分説明を行ったうえで進めてまいります。
<p>資料-2 14頁, 34頁, 40頁 資料-3 17頁 変更素案について</p>	<p>21</p>	<p>【金子 康子（埼玉大学 教育学部 教授）】 河川整備後も動植物の生育環境に留意するとともに、平時は近隣の住民の憩いの場となるよう配慮してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備に際しては、多自然川づくりや「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を基本とし、水生生物の生息・生育環境に配慮するとともに、良好な水辺空間の創出・維持にも努めてまいります。

<p>資料-2 18頁, 21頁, 24頁, 27頁 令和元年東日本台風による被害状況について</p>	<p>22</p>	<p>【田中 規夫 (埼玉大学 教授)】 越水、溢水した区間がわかれば明示したほうがよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回専門会議の資料1「埼玉県管理河川における河川整備計画の点検について」で溢水・越水（決壊を含む）57箇所 の地点を示しております。 ・荒川中流右岸ブロック内の溢水・越水地点については、河川整備計画内に記載します。
<p>資料-2 19頁, 22頁 葛川の概要、九十九川の概要</p>	<p>23</p>	<p>【金子 康子 (埼玉大学 教育学部 教授)】 「農業地帯であったが宅地開発が進み」という説明が複数箇所あるが、洪水の発生が予測される地域では宅地開発の抑制を検討することも必要なのではないだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、洪水発生のおそれのある地域での宅地開発の抑制も重要であると考えております。 ・今後、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」や「流域治水」への転換を図る中で、宅地開発の抑制など土地利用・住まい方の工夫に関する対策を関係市町村や庁内関係部局と連携し、検討してまいります。
<p>資料-2 27頁 令和元年東日本台風による被害状況について</p>	<p>24</p>	<p>【田中 規夫 (埼玉大学 教授)】 梅ノ木古凍貯水池そのものは浸水していないと思われるので、浸水域から除外したほうが良いのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ確認したところ、梅ノ木古凍貯水池は新江川の決壊により濁水が流入しており、浸水被害を受けたことを確認しております。
<p>資料-2 28頁 令和元年東日本台風による被害状況について</p>	<p>25</p>	<p>【田中 規夫 (埼玉大学 教授)】 ワンランク上を目指すという意味では、該当する4か所の合流点処理は現状では1/3（16か所の中の4か所）と推定されるが、明記することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合流点処理を実施する河川の計画規模について、変更素案では、現行の計画規模のワンランクアップを目指し、確率規模1/10程度を計画目標とすることとしております。 ・河川整備計画には、現行の確率規模1/3程度と変更後の確率規模1/10程度の双方を記載し、ワンランクアップしたことが読み取れるよう表現を工夫します。

資料-2 29頁～34頁 合流点処理計画の検討	26	<p>【田中 規夫（埼玉大学 教授）】</p> <p>今回の段階での資料には反映するのは難しいかもしれないが、それぞれの河川におけるF案の優位性だけではなく、国の遊水地計画2か所と合わせた「調節池群」のグリーンインフラ（それらを結ぶエコロジカルネットワーク）としての有効性、あるいは、地域社会との関連で当該地域が優良農地であることを考慮して、グリーンインフラとしての活用と地役権を設定したうえでの農地としての活用の使い分けなど、総合的に判断される部分があるとよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調節池または遊水地のグリーンインフラとしての有効性について、利用の一環として関係市町村や関係機関と協議しながら決めてまいります。 ・国の調節池群や河川流域内の農地との使い分けについては、今後、関係機関と調整を行って検討してまいります。
資料-2 30頁 合流点処理計画の検討	27	<p>【田中 規夫（埼玉大学 教授）】</p> <p>この表では、流域対策の方策として、輪中堤、二線堤、樹林帯等は新たに作る場合を想定して×としているように読み取れる。しかし、「霞堤の存置」という書き方だと、上記の三方策とは違うように読み取れてしまう。</p> <p>しかし、ここは「新たに霞堤を設置するかどうか」もしくは「関連区間に該当する霞堤はあるか」という視点で、対策メニューとして×にしているの、「霞堤の存置」が×ではない。誤解が生じないようにするために、他と同じように単に施設名で「霞堤」にするか、適用性の書き方に工夫が必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合流点処理計画の検討を行う飯盛川、葛川、九十九川、新江川では、これまでの整備で霞堤を締め切り、水門・樋門の整備を行ってまいりました。 ・これらを新たに霞堤とすることは実現可能性が低いいため、誤解を招かないよう表現なども工夫します。 ・なお、飯盛川、葛川、九十九川、新江川の沿川には、現状として霞堤が存在しないため適用性で「×」としました。
資料-2 30頁 合流点処理計画の検討	28	<p>【大図 早孝（埼玉県土地改良事業団体連合会 常務理事）】</p> <p>「流域対策メニュー」の「水田等の保全」について、全国的に川の増水を抑えるため、雨水を一時的にためる「田んぼダム」の整備が進められている。</p> <p>「田んぼダム」は、水田の排水口を狭めて、排水路や河川に流れ出る水量を抑える仕組みで、例えば、直径15cmの排水管に6cmの穴が開いたキャップをはめて、排水量を抑え、水田に約30cm湛水させる。排水管のキャップ等は農林水産省の補助金を活用できる。</p> <p>自治体及び農業者との調整は勿論必要であるが、あまり費用が掛からず、河川への流入量を抑える効果が大きい。</p> <p>そのため、「全ての治水対策案に共通して別途推進すべきものである」から「関係機関との調整を行う。」にすべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「流域治水」への転換を図る旨を記述していくとともに、「水田の保全」、「森林の保全」などの取組についても、記載を検討します。

<p>資料-2 30頁 合流点処理計画の検討 資料-3 11頁 治水対策案の総合評価</p>	29	<p>【石橋 整司（東京大学）】 【治水対策案の立案(流域を中心とした対策)】の「水田等の保全」、「森林の保全」、「洪水の予測情報の提供」、「水害保険等」について「全ての治水対策案に共通して別途推進すべきものである。」とされていますが、他の対策と並行して実施することが必要な対策であると考えます。</p>	<p>・合流点処理計画として、調節池（遊水地）＋排水機場の治水対策を進める他、委員ご指摘の流域対策メニューについて、国で示された「流域治水」への転換を図っていく中で、具体的方策等について検討してまいります。</p> <p>・河川計画上、カット量を見込まないと考えているため、「別途」としましたが、いずれも、流域治水の取組として重要であるため、「併せて促進」することとします。</p>
<p>資料-2 32頁 合流点処理計画の詳細評価比較</p>	30	<p>【大図 早孝（埼玉県土地改良事業団体連合会 常務理事）】 治水対策案に、「田んぼダム」を含めたらどうか。それにより、調節池の容量が減少し、用地買収や工事費などのコストを削減することが可能になる。</p>	<p>・「流域治水」への転換を図る旨を記述していくとともに、「水田の保全」、「森林の保全」などの取組についても、記載を検討します。</p>
<p>資料-2 33頁, 34頁 治水対策案の総合評価</p>	31	<p>【長嶋 聡（埼玉県水産研究所 所長）】 現行の河川整備計画に定める対策の変更を実施する河川について、飯盛川・葛川・九十九川・新江川の総合評価の対策方針はF案の妥当判断に賛成します。遊水地の面積が小さくてすむことも評価する。 変更素案の「河川環境の整備と保全」項目については、十分な配慮をお願いします。</p>	<p>・河川整備に際しては、多自然川づくりや「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を基本とし、水生生物の生息・生育環境に配慮してまいります。</p>
<p>資料-2 38頁, 39頁 令和元年東日本台風による被害状況について</p>	32	<p>【田中 規夫（埼玉大学 教授）】 護岸などの被災が中心ではあるが、溢水、越水した箇所があれば、概略の区間でよいので示したほうがよい。</p>	<p>・第8回専門会議の資料1「埼玉県管理河川における河川整備計画の点検について」で溢水・越水（決壊を含む）57箇所の地点を示しております。</p> <p>・荒川中流右岸ブロック内の溢水・越水地点については、河川整備計画内に記載します。</p>
<p>資料-2 40頁 変更素案について</p>	33	<p>【長嶋 聡（埼玉県水産研究所 所長）】 現行の河川整備計画に新たな対策を位置づける河川について、入間川・高麗川の変更素案については賛成します。 「河川環境の整備と保全」項目については、十分な配慮をお願いします。</p>	<p>・河川整備に際しては、多自然川づくりや「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を基本とし、水生生物の生息・生育環境に配慮してまいります。</p>

「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更素案）」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
資料-3 3頁 元荒川の概要	34	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】 「流域の概要」の部分に「埼玉県希少野生動植物保護条例・指定種キタミソウが下流部に分布する。」を追加する。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
資料-3 11頁 対策案の提示、比較、評価	35	<p>【大図 早孝（埼玉県土地改良事業団体連合会 常務理事）】 中川・綾瀬川ブロックにおいても、「流域対策メニュー」の「水田等の保全」について、「田んぼダム」の調整を行い、調節池の容量を減少させ、用地買収や工事費などのコストを削減することを検討したらどうか。</p> <p>※「田んぼダム」の取組は、栃木県小山市、宇都宮市で先行事例がある。</p>	<p>・「流域治水」への転換を図る旨を記述していくとともに、「水田の保全」、「森林の保全」などの取組についても、記載を検討します。</p>
資料-3 12頁 対策案の提示、比較、評価	36	<p>【田中 規夫（埼玉大学 教授）】 p. 10 の一次選定で排水機場は×なので、二次選定の表には排水機場は入れなくてよい。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
資料-3 14頁 治水対策の総合評価	37	<p>【田中 規夫（埼玉大学 教授）】 B 放水路のコストや柔軟性の欄に、一部調節地と混同している表現があるので、他も含め精査し修正されたい。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
資料-3 14頁 治水対策の総合評価	38	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】 「A 調節池」の「環境への影響」の部分に「調節池の整備内容によっては、鴻巣市・行田市が進めるコウノトリの舞う地域づくりに貢献する。」を追加する。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>

<p>資料-3 14頁 治水対策の総合評価</p>	<p>39</p>	<p>【長島 聡（埼玉県水産研究所 所長）】 元荒川の総合評価について、C案については15kmの長い範囲にわたって河道整備が必要となり、水生生物に対しても影響が大きい案であると考えます。 既存の放水路の増強で対応できるならB案でもよいのではないかと考えますが、A案を妥当としたのは技術上の問題があるからでしょうか。 スピードアップの検討であるため、コストが同程度であれば、A案とB案の事業完了までの期間が短い方を採用した方がよいと考えます。</p> <p>※B案のコスト欄及び柔軟性欄の「調整池」は「放水路」の間違いでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、最適案を原案で提示いたします。
<p>資料-3 16頁 治水対策の総合評価</p>	<p>40</p>	<p>【長島 聡（埼玉県水産研究所 所長）】 庄兵衛堀川の総合評価について、新たな調整池を作る必要がなく、河道整備の区間が短いC案が妥当である旨、賛成します。 ただ、既存の調整池である昭和沼は、5 m³/sの水を追加して受け入れられるキャパシティーを持っているのか、いただいた資料からは読み取れませんでした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、最適案を原案で提示いたします。
<p>資料-3 16頁 治水対策の総合評価</p>	<p>41</p>	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】 「A 調節池」の「環境への影響」の部分に、「工事によって動植物の生息環境に影響を与えるが、調節池の整備内容によっては、地域本来の自然環境の再生が可能。」を追加する。 「C 引堤+河道掘削（現行計画）」の「環境への影響」の部分に、「整備内容によっては、動植物の生息環境に長期的に大きく影響を与える。早急な自然環境調査が必要。」を追加する。 「F 既存調整池+引堤+河道の掘削」の「環境への影響」の部分に、「C案と比較すれば、自然環境への影響は少ない。」を追加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を参考にします。

<p>資料-3 16頁 治水対策の総合評価</p>	<p>42</p>	<p>【江村 薫（埼玉県昆虫談話会 会長）】 庄兵衛堀川 環境への影響 A案について、 ・周辺の動植物の生息・成育環境に影響を与える可能性は少ないと考えられる。 →・新たな生物保全型土地利用の推進を行うことが可能と考えられる。 とするのが良いと思いました。</p>	<p>・ご意見を参考にします。</p>
<p>資料-3 17頁 変更素案について</p>	<p>43</p>	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】 元荒川に関する「河川環境の整備と保全」の部分について、 ・キタミソウについて、「県条例指定種」であることを加える。 ・「工事計画と動植物情報の重ね合わせにより影響を分析・評価する。影響が出る場合は、回避・低減・代償の観点から対策を実施する」を追加する。 ・「治水と環境を共に進める施策として、グリーンインフラの概念に基づき治水工事と自然再生の一体化を工事の基本とし、関東エコロジカルネットワークの形成に貢献する」を追加する。 庄兵衛堀川に関する「河川環境の整備と保全」の部分について、 ・「工事計画と動植物情報の重ね合わせにより影響の分析・評価をする。影響が出る場合は、回避・低減・代償の観点から対策を実施する」を追加する。 ・「治水と環境を共に進める施策として、グリーンインフラの概念に基づき治水工事と自然再生の一体化を工事の基本とし、関東エコロジカルネットワークの形成に貢献する」を追加する。</p>	<p>・ご指摘の主旨に沿って、記述内容を工夫します。 ・事業実施時には、環境調査を行い、環境に配慮した整備に努めてまいります。 ・河川整備計画の基本的な方針として、本文へ追記いたします。</p>
<p>資料-3 17頁 変更素案について</p>	<p>44</p>	<p>【長嶋 聡（埼玉県水産研究所 所長）】 中川・綾瀬川ブロックにおけるスピードアップの検討の変更素案については基本的に賛同します。 しかしながら、元荒川の案についてはスピードアップの観点から比較が必要であると考えます。 変更素案の「河川環境の整備と保全」項目については、十分な配慮をお願いします。</p>	<p>・比較検討した結果を原案にて提示いたします。 ・河川整備に際しては、多自然川づくりや「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を基本とし、水生生物の生息・生育環境に配慮してまいります</p>

内容全般に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
—	45	<p>【柿沼 幹夫（さいたま市調査会 会長）】</p> <p>全ての計画地内において、市町村指定も含めて文化財指定池、埋蔵文化財包蔵地の所在について、文化財保護行政当局への照会と保護についての相互協議が必要である。</p> <p>特に、調節池計画内の埋蔵文化財包蔵地については、やむを得ず発掘調査を実施せざるを得ない場合には、十分な調査期間を要する。</p> <p>荒川中流右岸ブロックは、中世城館跡や中世信仰の象徴である板碑の宝庫であり、天然の要害や生産・流通のため、その立地は河川との関わりの深い位置にある。</p>	<p>・河川整備計画の策定前に、庁内関係課と事前に調整を図ってまいります。</p> <p>また、河川整備に際しては、十分に現地調査を実施するなど、埋蔵文化財の保護に協力してまいります。</p>
—	46	<p>【長嶋 聡（埼玉県水産研究所 所長）】</p> <p>治水施策で行う「河道改修」や目標レベルの維持のための「河道断面維持のための土砂掘削」については、施工後の平時の水脈筋は出来るだけ蛇行させるなどの配慮をお願いします。</p> <p>また、護岸についても、資料-2の5頁にあるカゴマットのような水生生物に配慮した工法を積極的に導入する計画にしてください。</p>	<p>・河川整備に際しては、多自然川づくりや「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を基本とし、水生生物の生息・生育環境に配慮してまいります。</p>
—	47	<p>【長嶋 聡（埼玉県水産研究所 所長）】</p> <p>調節池（遊水地）の整備について、予定地は令和元年東日本台風の浸水箇所が中心に検討されていると思います。それらの土地はいずれも良好な水田で盛んに耕作が行われています。</p> <p>また、元荒川は浸水箇所より上流の別の場所ですが、やはり水田を中心とした農耕地です。実際の事業が完全な買い上げによる池の整備になるのか、周囲堤の整備になるのかは場合によると思います。いずれの場合にも農耕の継続や水生生物の生息環境の維持に配慮した計画にしてください。</p>	<p>・河川整備の実施に際しては、地元意見や周辺環境に配慮しながら進めてまいります。</p>

<p>—</p>	<p>48</p>	<p>【古島 照夫（埼玉県漁業協同組合連合会会長）】</p> <p>近年の大型台風、線状降水帯による集中豪雨は計画降雨をはるかに超える降水量になっております。</p> <p>河川の流下能力の向上対策は河川維持管理に最重要課題でありスピードアップが求められるものである。</p> <p>時間降水量 50mm 程度で発生する洪水に対する整備を進め、早急に浸水被害の解消を図っていただきたい。</p> <p>なお流域の自然環境は出水、濁水により大きな打撃を受けますが、復旧工事に於いても大きな被害の発生が見られる場合があります。工事後の自然環境の保全に継続的な注力をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の整備目標である時間雨量 50mm 程度の洪水に対する河川整備の進捗状況は令和元年度末時点で 61.4%です。引き続き効率的・効果的に河川整備を進めてまいります。 ・河川整備の実施に際しては、多自然川づくりを基本とし、自然環境に配慮した整備を進めてまいります。 ・災害復旧においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を踏まえ、自然環境への影響を最小限に留めるよう配慮した整備を進めてまいります。 ・維持管理においては、多自然川づくりを基本とし、河川や地域の特性を踏まえながら、維持管理を適切に実施するために必要な具体的内容を「河川維持管理計画」に定め、継続的に実施してまいります。
----------	-----------	--	--